

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付要綱

令和2年 3月27日

令和3年 3月23日

令和3年11月30日

改正 令和5年 5月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、千葉市補助金交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、交通事業者等が行う公共交通への乗継環境の整備及び利用促進事業に要する経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

(補助事業等)

第3条 市長が補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
2 補助対象事業、補助率及び補助金額については、別表に定めるとおりとする。
3 補助対象事業者は、市税を完納していなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、規則第6条第1項の規定により補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付申請者に通知する。
2 市長は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、規則第4条第3項の規定によりその旨を記した補助金不交付決定通知書（第3号様式）により補助金の交付申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更等申請書（第4号様式）及び変更に係る添付書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止する場合、速やかに補助金変更等申請書（第4号様式）により市長に提出しなければならない。

（変更の承認又は差戻し）

第7条 市長は前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を変更することが適当であると認めるとき、又は適当でないと判断した時は、変更承認、又は差戻し通知書（第5号様式）及び補助金交付変更決定通知書（第2号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する実績報告にあつては、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金交付確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金支払いの請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合であつて、既に交付した補助金を返還させ

る必要があると認めるときは、交付決定者に対し返還命令書（第10号様式）消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

補助対象事業			補助率及び補助金額
事業の区分	補助対象事業者	補助対象経費	
駐輪場等整備支援事業	<p>1 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（ただし、路線定期運行を行う者に限る）及び鉄軌道事業者</p> <p>2 町内自治会等</p> <p>3 その他市長が認めた者</p>	<p>バス停や鉄軌道駅及びその周辺部において乗継環境の向上のために実施する施設整備に要する経費（用地取得費は除く）</p> <p>対象事業：サイクルアンドライド等施設整備、バス停留所の環境整備（ベンチ）</p>	<p>当該事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。</p> <p>ただし、国庫補助対象事業の場合は国庫補助金額を上限とする。</p>
路線バス高度化支援事業	<p>1 交通事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る）</p>	<p>バスの運行情報を経路検索サービスなどに適切に反映させ、バス路線の認知度向上による需要の掘り起こしを図るため、国土交通省が定めたフォーマットでバス運行情報を作成する経費</p> <p>対象事業：標準的なバス情報フォーマット化</p>	<p>当該事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。</p> <p>ただし、国庫補助対象事業の場合は国庫補助金額を上限とする。</p>

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付申請書

年度において、千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

(1) 事業区分

(2) 事業内容

(3) 施行箇所、数等

(4) 着手（予定）年月日 年 月 日

(5) 完了（予定）年月日 年 月 日

3 補助事業の遂行に関する計画

4 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助金の額の算出基礎

5 交付申請額 円

（補助金所要額）－（補助金に係る消費税仕入控除税額等）＝（補助金額）

6 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙－1）
- (2) 収支予算書（別紙－2）
- (3) 市税納付・納入確同意書（別紙－3）
- (4) その他必要と認める書類

別紙－1（第4条、第6条、第8条関係）

事業計画書（事業報告書）

事業名		合計
事業の区分		/
規格及び型式		/
事業費 A		/
上記のうち消費税 仕入控除税額等 B		
補助金所要額算出の 基礎		
補助金所要額 C		
うち補助金に係る 消費税仕入控除額等 ($B \times C / A$) D		
補助金額 (C - D)		
地域、事業者、行政 間における調整事項		
備考		

※変更事業計画の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

別紙－２（第４条、第６条、第８条関係）

収支予算書（収支決算書）

１ 収入の部

区分	数量	予算額	(決算額)	備考
合計				

２ 支出の部

区分	数量	予算額	(決算額)	備考
合計				

※変更収支予算書（決算書）の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

別紙－3 (第4条関係)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

市税納付・納入確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金

第2号様式（第5条関係、第7条関係）

千葉市指令都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、 年度千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、千葉市補助金交付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付額 円

（交付の条件）

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。）及び千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、補助金変更等申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- 4 千葉市補助金等交付規則（以下、「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条の規定により、遅延金を市に納付する。
- 5 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 6 補助事業により取得又は効用の増加した財産等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を図るとともに、市長の許可無く補助金交付目的以外の使用・譲渡・交換・貸付又は担保等にしないこと。
- 7 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返納すること。
- 8 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておくこと。

第3号様式（第5条関係）

千葉市指令都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、 年度千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金について下記のとおり不交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知します。

記

（理由）

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金変更等申請書

年 月 日付け、千葉市指令都交第 号により補助金交付決定通知を受けた標記について、申請内容を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 申請内容の変更

- (1) 変更事項
- (2) 変更前
- (3) 変更後

2 補助事業の中止の理由

3 添付書類（変更しないものは除く）

- (1) 事業計画書（別紙－1）
- (2) 収支予算書（別紙－2）
- (3) その他必要と認める書類

第5号様式（第7条関係）

千葉市指令都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金変更（承認／差戻し）通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金要綱第7条の規定により、通知します。

記

〔変更内容〕

上記の変更内容を承認します。

上記の変更内容について差戻し、再考を依頼します。

〔理由〕

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け、千葉市指令都交第 号により補助金交付決定通知を受けた標記について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業に要した経費の額 円

2 補助金の交付決定額及び精算額

(1) 交付決定額 円

(2) 精算額 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業実績書（別紙－1）

(2) 収支決算書（別紙－2）

(3) 国庫補助金交付要綱に基づき国に提出した実績報告書の写し

(4) その他必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

千葉市達都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありましたで報告のあった実績報告書を審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

第8号様式（第10条関係）

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市達 第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、千葉市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

金

円

振込先金融機関	銀行	支店
口座種別	口座番号	

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 (※)
連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け千葉市達第 号により補助金交付確定通知を受けた
千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金に係る補助対象事業の消費税について、以下のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金の額 | 円 |
| 2 補助金の額のうち消費税相当額 | 円 |
| 3 2のうち仕入控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額） | 円 |
| 注) 別紙として確定申告書等を添付することとする。 | 円 |

第10号様式（第11条関係）

千葉市達都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の交付確定額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法